

中国「生態環境法典」パブコメ公開の通知

2025年4月30日より、中国全国人民代表大会（中国人大）のサイト（日本の国会サイトに相当）において、「生态环境法典（生態環境法典）」の草案に対する意見募集が開始されました（募集期間は4月30日から6月13日まで）。本意見募集に対しては、最終的に3,154人より11,176件の意見が提出されており*、関係者の関心の高さが伺えます。

- 下記の中国人大サイトのリンクより、「生態環境法典（草案）」（中文）のダウンロードができます。（以下のリンクをクリックするとPDFファイルが自動的にダウンロードされますので、ご注意ください）

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/flca/ff808181927f0e7b019685b4d2bd010d/attachment.pdf>

以下に、今回公表された「生態環境法典（草案）」の概要をご紹介します。

本法典の草案は全334頁で、総則、汚染防止と対策、生態保護、グリーンとカーボンニュートラル発展、法的責任の5大部と、付属文書などを含め、合計1,188条から構成されています。

- 総則および法的責任から抜粋した内容は以下の通りです。

第一に、現行の環境保護法、環境影響評価法、グリーン生産促進法、海洋環境保護法、大気汚染防止法、水汚染防止法、土壌汚染対策法、固形廃棄物汚染対策法、騒音公害防止法、放射能汚染防止法など10の法律を編纂・改正し、生態環境法典に組み込む。編纂・公布後、上記の法律は残存しない。

第二に、現行の流域、地域、自然資源、生物多様性、生態系、循環型経済、省エネなど、生態要素に関する法体系規範を選定し、生態環境法典に組み込む、あるいは反映させる。これらの分野における現行の法律は、主に森林法、草原法、水法、土地管理法、漁業法、湿地保護法、長江保護法、黄河保護法、黒土保護法、青海チベット高原生態保護法、海域利用管理法、島嶼保護法、深海底資源探査開発法、鉱物資源法、土壌水質保全法、防砂法、循環型経済推進法、エネルギー法、省エネ法、再生可能エネルギー法などがある。また今後、国立公園法などの関連法が制定される予定である。これらの法律は、生態環境法の編纂後も引き続き維持されるため、生態環境法の関連規定は、一定の公開性と互換性を保ちながら、調和を保つ必要がある。

第三に、気候変動への対応、カーボンピークとカーボンニュートラル、グリーン・低炭素開発などにおける法の支配の必要性を適切に考慮する必要があるが、これらの分野については特別な法律は制定されていない。生態環境法典の制定に当たっては、この点に関して原則的かつ主導的な規定を設け、原則を定め、基礎を築き、我が国における将来の関連法制度の構築と実践の発展に余地を残すことで、本法典の適時性と先見性を反映させることが望ましい。

また、新規化学物質管理登記の違反に関する罰則を、現行の1万元以上3万元以下の罰金から、20万元以上100万元以下の罰金へ引き上げる。さらに改善が見られない場合、100万元以上200万元以下の罰金へ大幅に引き上げる。

<中国「生態環境法典」施行に伴う今後の見通し>

中国において、「生態環境法典」が新たに施行される予定ですが、「生態環境法典」は現行の新化学物質環境管理登記弁法（通称：12号令）の上位法となります。今後、両者の不一致を解消するため、「生態環境法典」が施行された後、12号令および関連する指南も改訂されることが予測されます。

中国では、これらの関連法規の意見募集期間が通常短く設定される傾向があるため、12号令の改訂に意見を反映したい企業におかれましては、事前に提出する意見等を準備しておくのが望ましいと考えられます。

参考：

* 中国人大網 | 法律草案請求意見

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町16番地1 四谷TNビル5階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>